



質問

夫婦で共有する住戸で、総会時、出席通知を記入したご主人に代わり、その奥様が出席した場合、どのような取扱いとなりますか。

なお、規約はマンション標準管理規約に準じており、複数で住戸を共有する場合は、事前に議決権行使者1名を理事長に届け出ることとなっています。



回答

規約通りに解釈すると、出席通知を記入したご主人が議決権行使者とみなされますので、その奥様は議決権行使者にはならないと考えられます。ただし、当日、奥様が議決権行使者であるご主人からの委任状を持参するなどした場合は、奥様が議決権を行使できると考えてよいでしょう。

複数で住戸を共有している場合は、事前に議決権行使者1名を理事長に届け出ることが必要な旨、組合員へ周知し、疑義が生じないよう配慮することが必要でしょう。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。